## 

大地申第11号

1月29日

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ

23時35分

締結期間:2月1日~4月30日まで

3ヶ月締結

大宮地本は本日、大地申第 11 号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時 間外及び公休日の労働に関する協定」を調印しました。

36 協定違反や、大宮地本でも労基法第34条違反が4件発生し、繰り返される労基法違反に対し会社が有効な対策が打てない現実から、組合員を守るため協定の有効期間中に「36 協定違反等」が発生した場合、36 協定の途中解約を可能とする「破棄条項」の追加を求めてきました。しかし、会社は「安定性に欠く」として明確な理由を示さず交渉は中断していました。

再度認識を一致させるため交渉を行い、問題が発生した場合は労使で解決を目 指すため議論の場を設けることを確認し「破棄条項なしの3ヶ月締結」で交渉を終 了しました。

これからも会社のチェック機能としての役割を果たすため、大宮地本は職場と の議論を精力的に行っていきます。

36協定での議論を活かし、格差ベアの根絶に向け全組合員で18春闘のたたかいへと繋げていこう!!